

新型コロナウイルス感染拡大と民事法制の解釈

山本 翔
Sho Yamamoto

PROFILEはこちら

第1 はじめに

新型コロナウイルスの感染が猛威を振っています。ウイルスの脅威は、社会の存立を脅かすだけでなく、私たちがこれまで当たり前のように過ごしてきた生活様式を否定するという意味で、価値基準の転換を起しています。今後、私たちが直面することとなる世界は、これまで私たちが経験していたものと全く異なる様相を呈するようになると思われますし、元の「正常」な世界に戻れることがあるとしても、それはもう私たちが知っている世界と同じではないように思われます。

新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、政府は、令和2年4月7日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「特措法」といいます。)に基づき、緊急事態宣言を発令し、これを受けて、各都道府県知事より、特措法24条9項に基づき外出自粛の要請や、同項又は45条2項に基づき施設の使用停止等の要請(以下総称して「休業要請等」といいます。)がなされました。この休業要請等により、事業を継続することができない法人や個人事業主にとっては、日々の支払が滞るということが容易に想像できるところであり、資金繰りが悪化する事業者が多いものと予想されます。Stay homeが求められるならば、支払期限もStayしてくれという切実な要望は、十分に共感されるものと思いますし、緊急事態にあたっては、条理に基づく互譲の精神がより強く認識され得るものと思われる。

また、新型コロナウイルスの感染に怯えながらも、業務上の必要性に基づき、出勤しなければならない立場の方も多いかと思います。

新型コロナウイルスの感染に関する各種経済的支援につい

ては別に譲るとして、本稿では、困難にある事業者や労働者を民事法の解釈によりどのような救済が可能なのか、新型コロナウイルスの感染拡大による社会経済情勢の変化を民事法制がどのように受け止めることができるのかについて検討を試みたいと思います。

なお、本原稿は、筆者の個人的見解であることをあらかじめお断りしておきます。

第2 検討

1 金銭債務の不履行と不可抗力

① 損害賠償

前述のとおり、休業要請等の対象となった事業者においては、事実上、事業を実施することができないのですから、売上を上げることはできず、その結果、賃料を含めた様々な金銭債務の支払を行うことができない状態にあるものも多いことかと思えます。このように休業要請のために、金銭債務を履行できない場合には、債務不履行となり、遅延損害金の支払義務を負うのでしょうか。

この点については、金銭債務の不履行については民法419条3項に特則が定められており、不可抗力をもって抗弁とすることができないとされていますので、遅延損害金の支払義務は免れないことになります。このように債務者にとって非常に酷な規定となっている理由について、起草者によると、金銭なるものは相当の利息を払えば、これを得ることが容易であるという価値判断があるようです¹。しかし、目下の社会情勢では、融資の相談に行くにも何週間も待たされることがあるとのことであり、金銭を容易に借りることができない状況が現実

1: 梅謙次郎『民法要義其の3債権編』64頁 (<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/792146>)

生じていますから、金銭の調達についての一定の努力をしたにもかかわらず、これを調達できない場合にまで、免責を認めないとするには合理性はないように思います。

また、金銭債務の履行を遅滞したからといって、あらゆる場合に損害賠償責任を負うものではないと思います。例えば、山形地裁米沢支部判昭和55年1月16日という裁判例がありますが、この事例では、預金者による普通預金の払戻請求を受けた銀行が直ちにこれに応じず、売買代金の決済ができなかったものですが、判決では「銀行がこのように現金を制限なく多額にその所持内において保有することをせず、通常の業務に支障のない程度において現金を保有することは、保管の確実性及び現金の流通性の点からして合理的な理由があるものと言うべきであり、普通預金においては、預金者は何時にても払戻しを請求することができるものの、信義則上、銀行が預金の払戻しに必要な時間の猶予を認めるべきである。」と判示して、債務者である銀行につき金銭債務の不履行に係る損害賠償責任を認めませんでした。この裁判例では、民法419条3項の適用を否定したというよりは、債権者の権利行使について信義則違反を理由として制限した事例であり、一般化することは困難ではありますが、債務者が金銭の支払を遅滞した場合であっても、あらゆる場面で損害賠償責任を負うということにはならないことは知っておいた上で債権者と交渉することが肝要だと思えます。

② 解除

では、さらに金銭債務の不履行を理由として契約の解除をすることができるのでしょうか。個別に契約書が締結されていればその条項の解釈によるところですが、民法での整理を説明すると、まず、債権関係に関する改正がされる前の民法が適用される場面では、契約を解除するためには、債務者の帰責事由が必要とされていました。この解除の場面においても、上述した民法419条3項が適用される結果として、債務者

に金銭債務の不履行について帰責事由がなくても、債権者による解除が可能なのかどうか問題となります。争いはあるところですが、同項の条文には「損害賠償については」と規定されているとおり、あくまでも、損害賠償を念頭にいた規定であると理解し、契約解除の場面では同条の適用がないとするのが多数説です。したがって、債権者が契約を解除するためには、債務者の帰責事由が必要となりますので、不可抗力により事業を継続することができないという事情があるのであれば、債権者は、契約を解除することができないということとなり、債務者は一定の保護を受けることが可能となっています(もちろん、不可抗力に「よる」かどうかという因果関係については十分に検討がされなければならないことは言うまでもありません。)

他方で、2020年4月に施行された改正民法が適用される場面では、契約を解除するために債務者の帰責事由はそもそも必要ないため、不可抗力により事業を継続することができないとしても、債権者は契約を解除することができることになってしまいます。これは、改正民法の下では、債務者に対する責任追及の手段ではなく、債務の履行を得られなかった債権者を契約の拘束力から解放するための手段として、解除制度の位置付けが変わったからです。もともと、改正民法では、「債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは」解除はできないとして、これまでの判例法理が明文化されています(民法541条ただし書)。したがって、改正民法の下でも、あらゆる場合に契約が解除されるわけではないといえます。一般的には、双務契約における金銭の支払義務は軽視できない義務ではありますが、軽微性の判断については、契約の趣旨のほか、取引上の社会通念に照らして判断されることになりますので、不履行となる金銭債務の額やこれまでの契約期間だけでなく、現在のような社会情勢、特に特措法に基づき休業要請等がされている点は十分に考慮されて解釈されることになるものと考えられます²⁾。

2: なお、貸付借契約に関しては、両当事者間の信頼関係が破壊されたと認められない特段の事情がある場合には債務不履行があっても解除することができないとされていることから、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により賃料不払が生じた場合には、信頼関係が破壊されていないと認定されるケースもあるとの指摘があります。
(https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/yachin_shien.pdf)

なお、特措法では、58条において、国会が閉会中などの場合に、一部の金銭債務を除き、金銭債務の支払猶予等を内容とする政令を定めることができるとされています。現在のよ
うな国会開会中には使えない条文ではありますが、これは、
国会開会中には、迅速に新たな立法を行うことが前提とされ
ているからでしょう。しかし、現在の政府や与党での議論で
は、一般的な金銭債務の支払猶予という対処は念頭にない
ようであり、家賃にのみ着目して、1か月当たり50万円を上限
に家賃の3分の2までを半年分補助する「特別家賃支援給付
金」という財政措置を第二次補正予算に盛り込むことが検討
されているようです。

2 債権者による破産申立てについて

休業要請の対象となっている、あるいは、外出自粛の要請
の結果として事業活動を継続しても売上を上げることができ
ない事業者も多数あると思います。非対面型ビジネスに容易
に移行した事業者もあると思いますが、すべての事業者がこ
のように上手くいくとは限らないことでしょう。また、売上が上
がらない事業者の中には、日々の支払のために、新たに融
資を受け、その結果、債務超過となる法人もあるかと思われ
ます。

破産法では、債務者が法人である場合には、支払不能だ
けでなく、債務超過も破産手続開始の原因とされているため
(同法16条)、債務超過となった債務者に対して、債権者が
破産手続開始の申立てを行うことは可能であり(同法18条)、
このような申立てがされれば、新型コロナウイルスの感染拡大
が収まった後に事業を立ち直そうとしている事業者にとって
は酷な結果となるでしょう。もちろん、債権者による申立てに
あたってはその十分な疎明も求められるところであり、破産事
件のうち債権者による申立てがされた件数は極めて少ないの
が現状ですが、新型コロナウイルスの感染拡大という一時的
な事由により債務超過となった債務者が不安定な立場となり

かねません。

もっとも、債務超過については、債務額の総計が資産額の
総計を超過している状態を意味するものですが、ある程度の
持続性をもった客観的状态を意味することから、法人が突発
的な原因によって一時的に債務超過に陥っても、その回復
が予想されるようなときには、破産手続開始原因の存在は否
定すべきであるとする考え方があります³。したがって、元々
の経営に問題がなかった事業者について、新型コロナウイルス
の感染拡大の影響により一時的な苦境に陥っているにす
ぎない場合には、仮に、債務超過となり、債権者から破産を
申し立てられたとしても、必ずしも裁判所に認められるわけ
ではないことを理解して、安心して事業活動の回復に尽力して
ほしいと思います。

なお、特措法57条では、特定非常災害の被害者の権利利
益の保全等を図るための特別措置に関する法律(以下「特定
非常災害特別措置法」といいます。)の2条から5条までを準
用しているため、政府は、政令により、債務超過を理由とする
法人の破産手続開始の決定の特例に関する措置として、債
権者が債務超過を理由として破産手続開始を申し立てても、
裁判所が開始決定を行うことができないとする規律を設ける
ことが可能となっています(同法5条)。その他にも、特定非常
災害特別措置法の準用の結果、各種の免許など行政上の権
利利益に係る満了日の延長に関する措置なども設けることが
できることとなっています。法的な根拠に基づいたこのような
措置がなされれば、事業者を含めた国民にとってはとても心
強いものになると思います。しかし、現在の政府・与党の動き
を見ると、このような措置を講じて、新型コロナウイルスに
よる影響を受ける者の権利利益を保全し、応援しようとする意
思がないように思われ、不思議でなりません。

3 労働者に対する安全配慮義務

緊急事態宣言下であっても、事業の継続が求められる業種

3: 伊藤真『破産法・民事再生法(第4版)』122頁

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきま
しては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

があり、不安の中で働かざるを得ない労働者が多数いること
と思います。使用者は、労働者に対して安全配慮義務を負っ
ており(労働契約法5条)、労働者が新型コロナウイルスに感
染することを防止するための合理的な措置を講ずる義務があ
るところですが、使用者において、当該労働者だけでなく、同
居する家族の存在を含めた配慮が求められることはあり得る
のでしょうか。今回の新型コロナウイルスは、若年層の致死率
は圧倒的に低いということですが、高齢者や基礎疾患を有す
る者にとっては死を覚悟しなければならないものであり、個々
人が置かれた状況においてそのリスク評価が異なるという点
に特徴があります。使用者としては、例えば、基礎疾患を有
する者と同居する労働者から在宅勤務の要請等があった場
合には、出社命令を含む労務指揮権を行使するにあたって
の配慮を行うことが求められるのでしょうか。

まず、使用者の安全配慮義務は、労働契約法5条に定めら
れていますが、同法の制定により創設された義務というわけ
ではなく、元々は、「ある法律関係に基づいて特別な社会的
接触の関係に入った当事者間」における信義則上の付随義
務として判例法理により認められていた義務となります(最判
昭和50年2月25日民集29巻2号143頁)。したがって、労働契
約法の適用がない領域であっても、使用者は、信義則上の
付随義務は負い得るということになると思います。そして、こ
の判例では、国家公務員という公法上の地位にある者との関
係でも安全配慮義務が認めることができるかどうかが問題と
なったところ、当該最高裁判決の調査官解説によれば、ドイ
ツの判例と同様の解釈を採ったとして、ドイツにおける議論が
参考として紹介されていますが、ドイツにおける安全配慮義
務については、労働契約に限らず、第三者のための保護効
果を伴う契約という広い視野で議論されている問題となっ
ているようです。例えば、家主は契約を締結した借家人だけで

なく、その家族、家事使用人に対しても家屋修繕のために
雇った請負人の過失について責任を負うだとか、Xが脱穀機
のためのモーターをYに供給したところ、モーターの不具合
によりYのもとで作業に従事し負傷した第三者Zに対しても契
約法による保護が及ぶといった議論がされている様子です⁴。
詳細な紹介は私の能力を超えますが、契約上の注意義務が
契約相手以外の一定の者に対しても向けられるという法思想
が確かに存在しているものといえます。

この点について、我が国におけるこれまでの裁判例を見る
と、直接の労働契約関係にない第三者との関係(例えば、親
会社と子会社労働者)における安全配慮義務については、
実質的な使用従属関係に着目してこれが肯定されてきたも
のであり⁵、使用者と労働者の家族というような使用従属関係
がない局面で安全配慮義務を肯定する発想は、これまでの
議論を逸脱するものであります。しかし、労働とは使用者に対
し身体を提供するものであり、身体が翌営業日に再び労務を
遂行するためには休息する場所に帰ることが不可欠であるこ
とや、その身体がウイルスを媒介する凶器になり得るものであ
るという現実直視すると、例えば、使用者が雇用にあたって
労働者から家族構成に係る情報を取得しているかどうかと
いった実情等にも照らした上で、契約といった観点から、今
後、この問題領域について新たな解釈論が展開され得ること
を期待しても罰当たりにはならないように思います⁶。

第3 まとめに代えて

過去の法制の歴史を振り返ると、緊急事態においては、こ
れまでになかった新たな措置が講じられ、それがその後も常
態化するということがあります(例外状態の常態化)。例えば、
現在は、訴訟に並ぶ紛争解決手続として、民事調停という制
度があります。民事調停とは、裁判のように裁判官が一方的

4: 円谷峻「第三者の為の保護効果を伴う契約についての一考察」(一橋研究22号18頁)。その他、契約の第三者保護効に関しては、近江幸治『民法講義V契約法(第2版)』73~74頁を参照。

5: 最判平成3年4月11日判時1391号3頁、長野地判昭和61年6月27日判時1198号3頁等

6: 食品の売主が買主の家族に対して契約責任を負う旨を判示したものと、岐阜地裁大垣支部昭和48年12月27日判時725号19頁も参照。

に勝敗を決するという手続ではなく、当事者の話し合いを通じてお互いが合意することで紛争を解決する手続となります。現行の民事調停法では、民事調停の対象となる事件については、「民事に関する紛争」(同法1条)とされており、事件の種類による制限は特段ありませんが、我が国の歴史を振り返ると、これは自明なことではなく、元々は、借地借家紛争や小作争議など個別的な分野が調停の対象であったところ、戦時下においては互譲の精神がより強く意識されるとして、太平洋戦争中に制定された戦時民事特別法により、調停の範囲

が拡張され、これが現行の民事調停法にも結実したものであります⁷。

このように、緊急事態において新たに講じられた施策や解釈は、今後のスタンダードになる可能性も十分にあります。民事調停の例は、「正しい」常態化だと思いますが、現在生じている様々な緊急的な措置について常態化すべきものがあるのかどうかという視点を持つことも重要なことだと思います。

7: 調停の歴史の詳細については、高橋宏志「我が国における調停制度の歴史」(判例タイムズ932号50頁)を参照。

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】